

審査請求制度と生活保護事務

(1) 不服申立て

1

- 行政庁の処分により、権利利益を侵害された国民を救済するための制度が、行政不服審査法に規定。
- 行政的救済としての制度(⇔司法的救済としての裁判)
- 行政不服審査法による不服申立て
 - 審査請求 【第9条～第53条】
 - 再審査請求 【第62条～第66条】
 - (再調査)

審査請求制度と生活保護事務

(2) 審査請求の対象

2

- **生活保護事務における審査請求の対象としては...**

- **保護申請却下処分**
- **保護変更申請却下処分**
- **保護変更決定処分**
- **保護廃止決定処分**
- **法第63条に基づく保護費返還決定処分**
- **法第78条に基づく費用徴収金額決定処分**

などが挙げられる。

※「処分性」のないものは、審査請求の対象外

審査請求制度と生活保護事務

(3) 審査請求の申立適格

3

- **審査請求を行うことができる者**

⇒ **不服の対象となる処分を受けた者**

※ **委任状による選任を受けた代理人は、
審査請求手続について、本人を代理することができる。**

審査請求制度と生活保護事務

(4) 審査請求期間

4

- **審査請求をすることができる期間**
 - 処分のあったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内
 - 処分があった日の翌日から起算して1年以内

※いずれも「**正当な理由**」がある場合には、この限りではない。

審査請求制度と生活保護事務

(5) 審査請求の手続

5

- **別紙「生活保護に関して処分を受けた者の
原処分に対する不服申立て」を参照。**

審査請求制度と生活保護事務

(6) 審査庁に関する注意

6

① 処分庁が「市」の福祉事務所長である場合

- ・「保護の決定及び実施」に関する処分

⇒ 都道府県知事（法第64条）

- ・「保護の決定及び実施」以外の処分（例：法第78条）

⇒ 当該処分が「市長」の場合：都道府県知事

当該処分が「福祉事務所長」の場合：当該市長

② 処分庁が「県」の福祉事務所長である場合

- ・いずれの処分についても、都道府県知事が審査庁

審査請求制度と生活保護事務

(7) 審査請求書の取扱い等

7

- **審査請求書は、正副2通を提出することが必要。**
- **審査請求書は、行政不服審査法第21条第1項により、処分庁に対しても提出することができる。**
⇒ その場合、処分庁は直ちに審査庁へ
審査請求書を送付する。